

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 13,195,101,821 円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口 ： お客様ダイヤル

電話番号 ： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2024年3月）

KTM_TOUSHIN_2.2

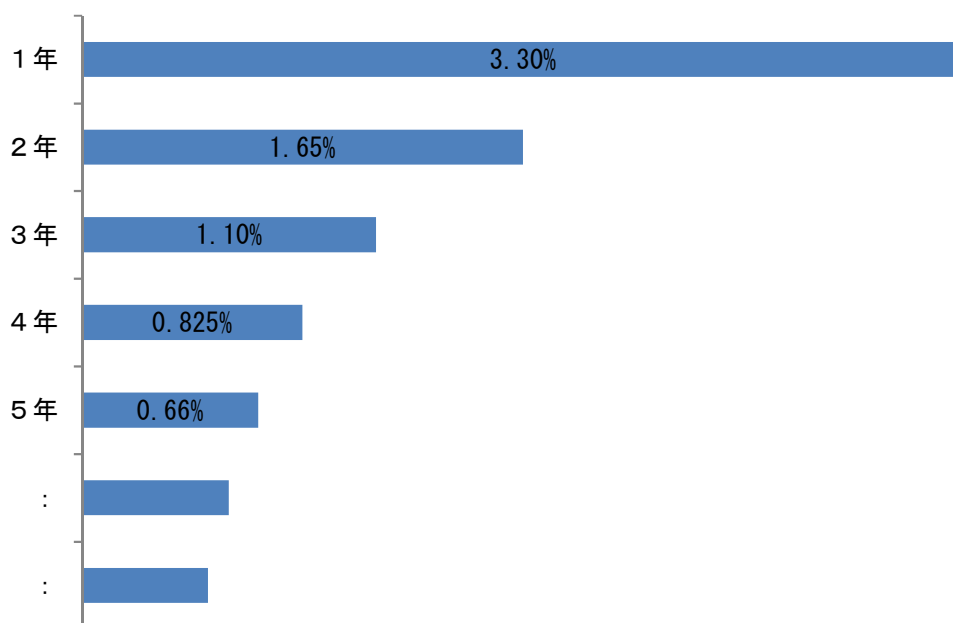
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

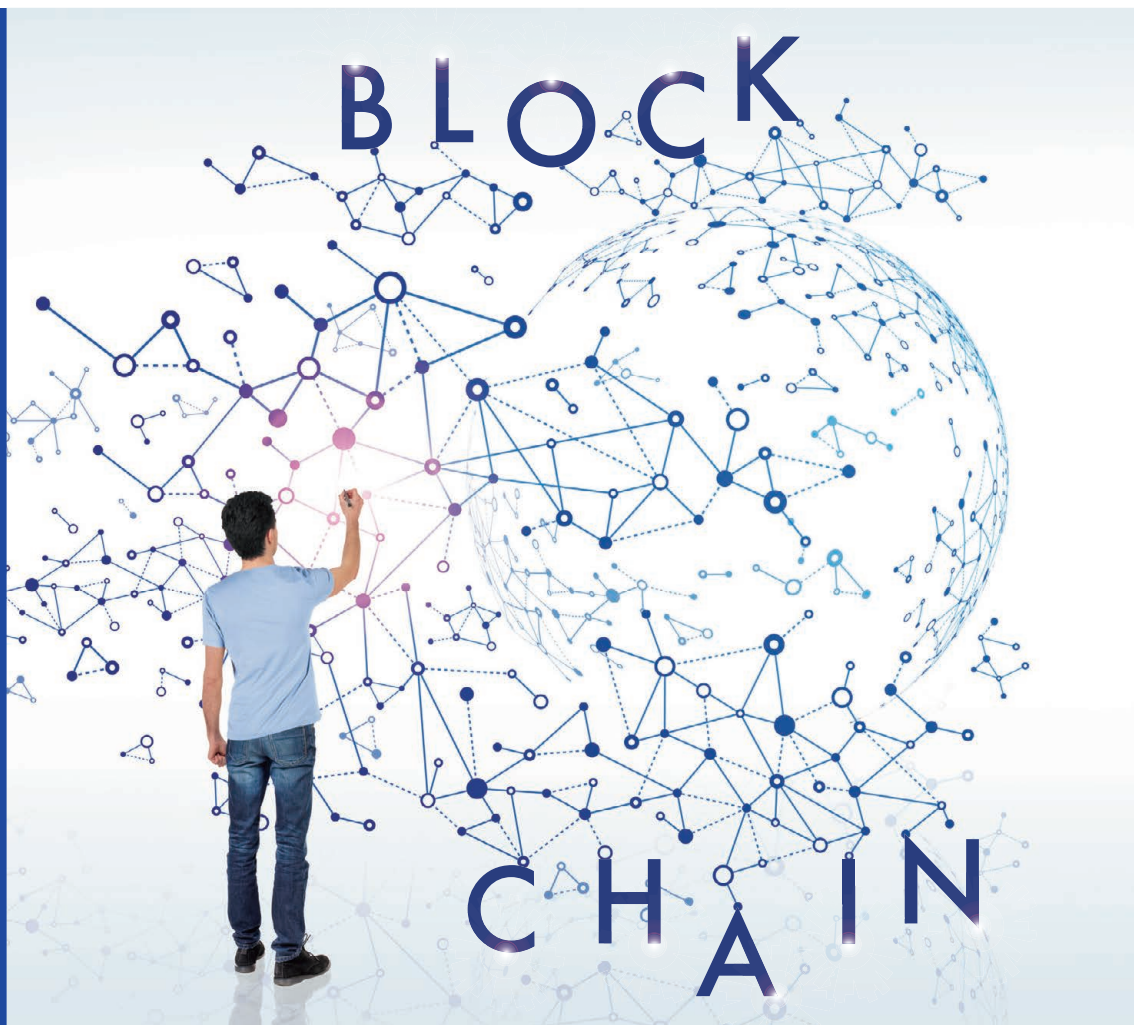
※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

インベスコ 世界ブロックチェーン株式ファンド

愛称: **世カエル** 世界を変える技術

追加型投信／内外／株式／インデックス型



■本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル **03-6447-3100**

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ

<https://www.invesco.com/jp/ja/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型投信	内外	株式	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ*	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年 1 回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	為替ヘッジなし	その他 (コインシエアーズ・ ブロックチェーン・ グローバル・エクイティ・ インデックス)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

委託会社の情報

委託会社名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1990年11月15日
資本金	4,000百万円 (2024年 1 月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6 兆7,155億円 (2024年 1 月末現在)

■本書により行う、インベスコ 世界ブロックチェーン株式 ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商 品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年 4 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2024年 4 月 9 日 にその届出の効力が生じております。	■ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第 108号）に基づき、受託会社において分別管理されてい ます。
■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第 198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。	■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販 売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見 書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録してお くようにしてください。
	■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

日本を含む世界各国のブロックチェーン関連株式を実質的な主要投資対象※とし、コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

ファンドの特色

- 1 主として、マザーファンド※¹受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国のブロックチェーン関連株式に投資を行います。
効率的な運用を目的として、ブロックチェーン関連株式を投資対象とする上場投資信託証券にも投資することがあります。
- 2 コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）※²の動きに連動する投資成果※³を目指します。
- 3 実質外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（米国、ダウナーズグローブ）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

ブロックチェーンとは

ブロックチェーンとは、複数のコンピューターで取引記録を共有し、その取引記録の固まり（ブロック）を暗号を介して鎖（チェーン）のようにつないで管理する仕組みです。データ・情報を分散管理し、正しい記録の連鎖情報として扱えることが特徴とされています。

※¹ ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 世界ブロックチェーン株式 マザーファンド」です。

※² ◇ファンドは、コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

◇コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とは、基準日前営業日のコインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。

◇コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックスは、コインシェアーズ・インターナショナル・リミテッド（コインシェアーズ社）が独自の分析に基づき選定した銘柄で構成され、ソラクティブ AG（ソラクティブ社）によって算出、公表されています。

◇ソラクティブ社は、コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（当指数）、およびその登録商標、当指数データの利用結果に関して、何時、いかなる点においても明示的、黙示的な保証または確約を行いません。ソラクティブ社は当指数を正確に算出するために最善を尽くしますが、指数提供者としての義務にかかわらず、投資家および金融商品の仲介者を含む第三者に対して、当指数の誤りを指摘する義務を負いません。ソラクティブ社による当指数の公表および金融商品に関連した目的での当指数または当指数の商標利用の使用許諾は、ファンドへの投資を推奨するものではありません。また、ファンドへの投資に関してソラクティブ社の保証または意見を表明するものではありません。

※³ ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行います。基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

ファンドのポイント

ポイント 1

ブロックチェーンの拡大に着目し、ブロックチェーン・ビジネス関連企業の株式に投資

インターネットに次ぐ技術革新として注目されるブロックチェーン技術の活用に着目します。日本を含む世界各国の上場株式の中から、ブロックチェーンを活用して新たなサービス・仕組みを作り出している、もしくは作り出すと期待される企業に投資を行います。

ポイント 2

ブロックチェーン投資の革新的なインデックス

投資成果の連動を目指すコインシェアーズ・グローバル・エクイティ・インデックスは、コインシェアーズ社が独自の分析に基づいて選定したブロックチェーン関連銘柄で構成されており、ブロックチェーンの拡大をとらえる投資機会という点で従来の時価総額型インデックスとは異なる革新的なインデックスです。

ブロックチェーンの主な特徴

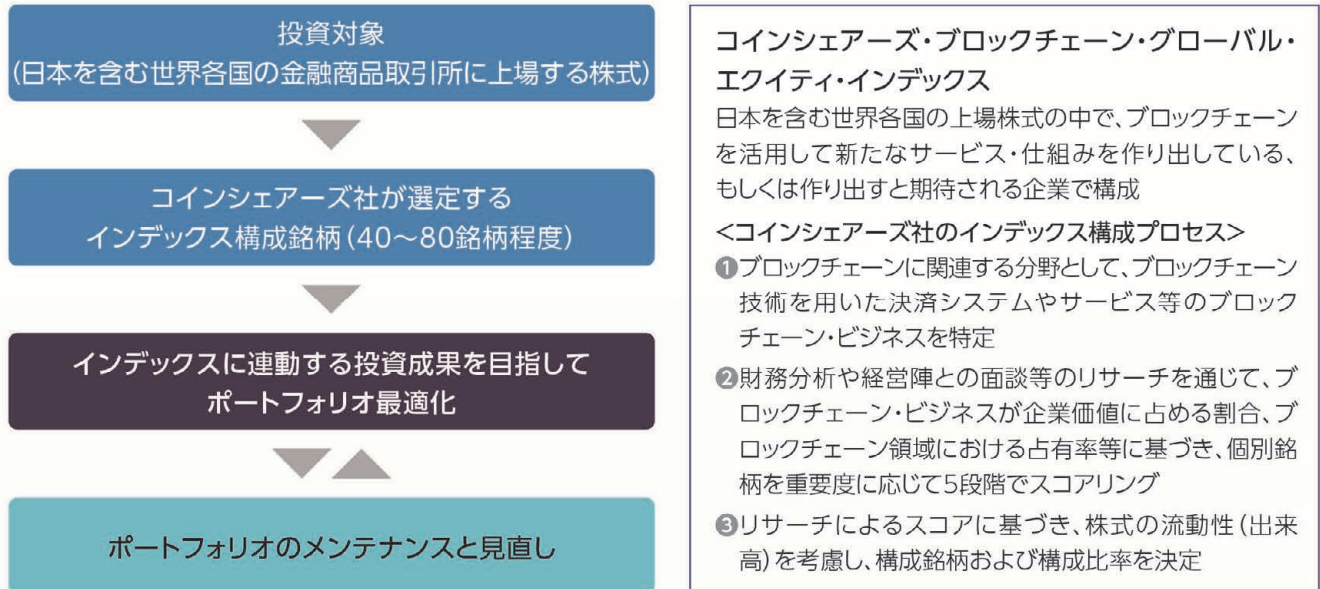
- データ・情報を分散管理し、正しい記録の連鎖情報として扱えることが特徴
- データ・情報がチェーンのようにつながるため、インターネットでは難しかった価値や資産のやりとりができる画期的な技術
- 最初の実用化は2009年のビットコインで、暗号資産（仮想通貨）という形でインターネット上で価値や資産のやりとりが可能に
- 基幹技術として幅広い分野で活用されていくことで、社会や生活を大きく変えていくインパクトがあると期待されている

特徴	これまで	これから	メリット
分散管理	従来の集中管理型	ブロックチェーンの分散管理型 中央システム不在	<中央システム不在のメリット> ● システム運用・保持のコストが低下 ● システム障害による停止・中断リスクの低下
連鎖情報	データ・情報は各機関が個別管理 	データ・情報はブロックチェーン上で共有／連続 	<データ・情報がつながることのメリット> ● 異業種・各機関の効果的な情報活用 ● 情報履歴があるため、改ざんは困難、追跡可能

*上記はイメージであり、実際とは異なる場合もあります。

ファンドの運用プロセス

■ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用を担当するインベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの運用プロセスは以下の通りです。



* ファンドの運用プロセス等は、2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 効率的な運用を目的として、ブロックチェーン関連株式を投資対象とする上場投資信託証券にも投資することがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

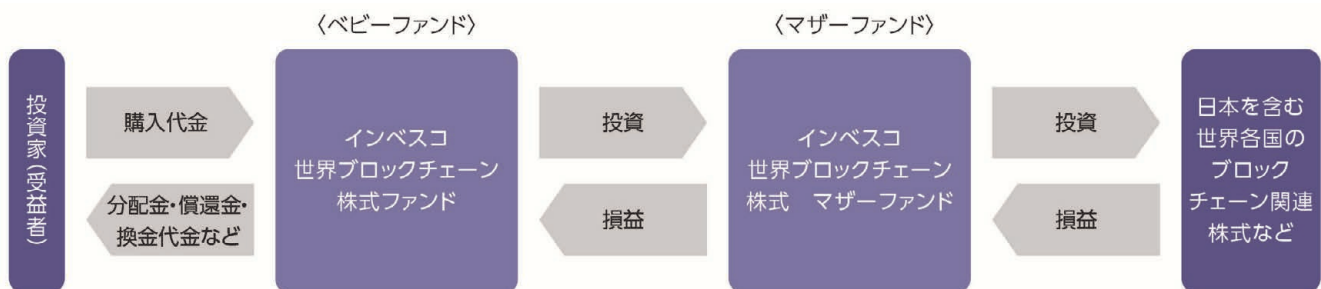
* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式*で運用を行います。

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



* 当ファンドと「インベスコ 世界ブロックチェーン株式ファンド (予想分配金提示型)」との間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取り扱いとなる場合やファンド間でスイッチングが行えない場合があります。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

主な投資制限

株式への実質投資割合※ ¹	制限を設けません。 ※ ¹ 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
同一銘柄の株式※ ² への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※ ² コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックスを構成する銘柄を除きます。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券※ ³ への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※ ³ マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（ETF）を除きます。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

分配方針

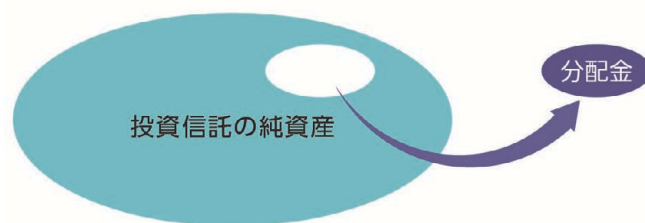
- 年1回の7月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは実質的に国内外の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

価格変動リスク



〈株式〉株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。

中小型株式は、一般的に業績の変化が大きく、株式市場全体の値動きよりも株価の変動が大きくなる傾向にあります。

信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。



ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。



投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。



ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。



市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

■ ファンド固有の留意点

特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点

- ファンドは、特定のテーマに絞って投資を行うため、ファンドが投資する企業の業種が偏在する場合があります。株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。また、より幅広い業種・テーマの株式に投資する場合と比べ、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

ベンチマークに関する留意点

- ファンドはベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、主として、ファンドとベンチマークの組入資産の銘柄、売買タイミング、時価評価および比率の差異並びに信託報酬、取引費用、為替等の要因があるため、ファンドとベンチマークの騰落率は完全に一致するものではなく、乖離する場合があります。また、ベンチマークに関して、指数提供者により構成銘柄および構成比率の訂正等が発生した場合には、通常のポートフォリオの調整を行う場合と比べて、ファンドとベンチマークの騰落率の乖離はより大きくなる可能性があります。ベンチマークの算出・取得ができない事態が生じた場合、委託会社はベンチマークの変更や廃止を含む運用方針の見直しを行うことまたはファンドを償還することがあります。

■ 投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

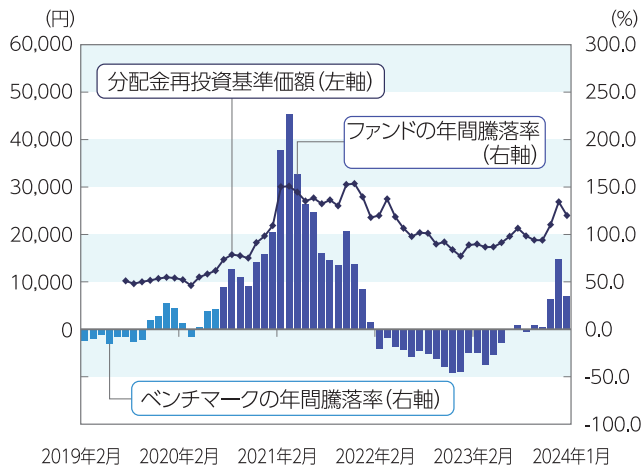
- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
- 運用担当部署は、ファンドのパフォーマンス状況の確認、運用委託先に対する定性・定量面の評価、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行います。また、運用部門から独立した管理部門が、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定を行います。これらの結果は運用リスク管理委員会に報告されます。

- コンプライアンス部は、運用委託先が実施するガイドライン・モニタリングをサポートし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

* リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

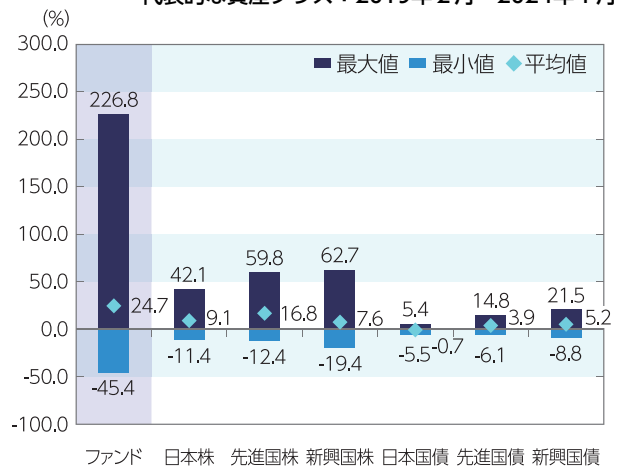
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したもののみを計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドの年間騰落率及び分配金基準価額の推移」では、ファンドおよびベンチマーク（2017年8月1日算出開始）の年間騰落率を併記しています。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2019年2月～2024年1月
代表的な資産クラス：2019年2月～2024年1月



- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。なお、ファンドの騰落率には、ベンチマークの年間騰落率（2019年2月～2020年6月）が含まれています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

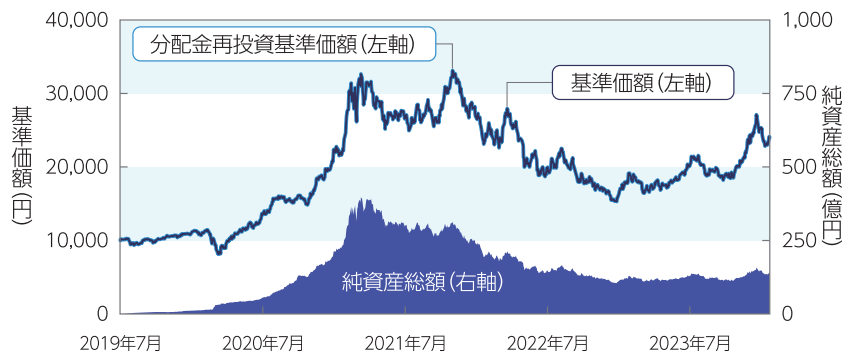
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（設定来）



基準価額	23,992円
純資産総額	14,055百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-10.7%
3カ月	27.7%
6カ月	12.6%
1年	35.0%
3年	9.7%
5年	—
設定来	139.9%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

- * 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- * 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

分配の推移

（課税前／1万口当たり）

決算期	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

■資産配分

	純資産比
株式	98.9%
キャッシュ等	1.1%

* 株式には、投資信託証券などが含まれています。

銘柄数	45
-----	----

■組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	アメリカ	50.9%
2	日本	21.2%
3	韓国	7.7%
4	台湾	6.7%
5	カナダ	5.5%

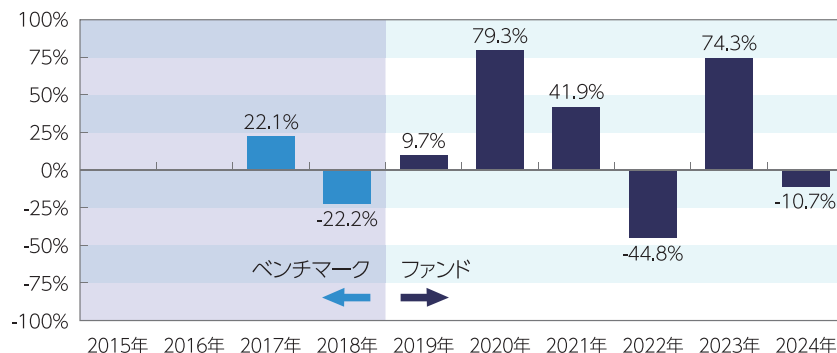
■組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	クリーンスパーク	アメリカ	ソフトウェア・サービス	7.7%
2	マイクロストラテジー	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.9%
3	コインベース・グローバル	アメリカ	金融サービス	5.6%
4	マネックスグループ	日本	金融サービス	4.8%
5	SBIホールディングス	日本	金融サービス	4.7%
6	台湾積体回路製造	台湾	半導体・半導体製造装置	4.6%
7	ライオット・プラットフォームズ	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.5%
8	ビットファームズ カナダ	カナダ	ソフトウェア・サービス	3.6%
9	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.6%
10	カカオ	韓国	メディア・娯楽	3.2%

* 国名は発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

* 業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。

年間収益率の推移



* ファンドのベンチマークは、コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）です。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2018年以前はベンチマークの年間収益率を、2017年はベンチマーク算出開始日から年末までの騰落率を表示しています。

* 2019年はファンドの設定日から年末まで、2024年は1月末までのファンドの騰落率を表示しています。

- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。
- ・ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。	信託期間	無期限（設定日：2019年7月11日）
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額	繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。	決算日	毎年7月10日 （ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 * 「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託金の限度額	5,000億円
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。	運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで （販売会社所定の事務手続きが完了したもの）	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除は適用されません。
購入の申込期間	2024年4月9日から 2024年10月8日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。		
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

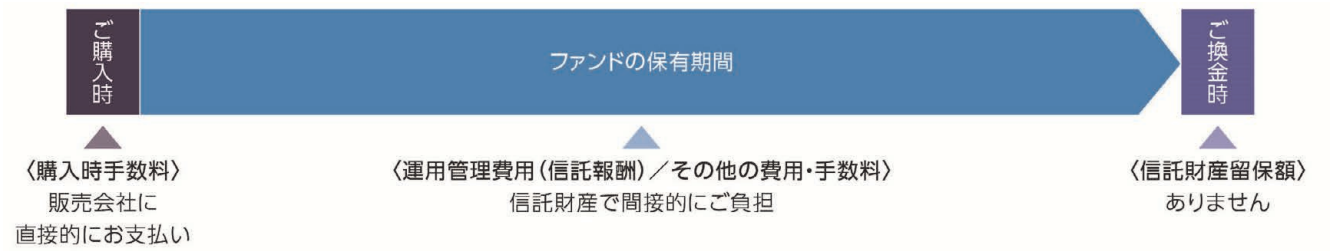
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める3.30%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に年率1.573% (税抜1.43%) 以内の率*を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。 ※ 信託報酬の料率（信託報酬率）は、以下の計算式で算出されます。 信託報酬率（年率・税抜）＝1.43%－（E T F 運営経費率×前月末のE T F 投資割合） ・「E T F 運営経費率」とは、信託財産で投資している上場投資信託証券の目論見書、その他公表資料に記載されている運営経費比率をいい、信託報酬率の算出時点で委託者が知り得る最新の率とします。 ・「前月末のE T F 投資割合」とは、前月最終営業日における信託財産の当該上場投資信託証券への投資割合をいいます。 ・「前月末のE T F 投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、信託報酬率は年率1.43%（税抜）とします。 信託報酬の配分は、以下の通り（税抜）とします。 <table><tr><th>配分先</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>役務の内容</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr><tr><td>配分（年率）</td><td>0.70%以内</td><td>0.70%</td><td>0.03%</td></tr></table> *委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬が含まれています。	配分先	委託会社	販売会社	受託会社	役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	配分（年率）	0.70%以内	0.70%	0.03%
配分先	委託会社	販売会社	受託会社										
役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等										
配分（年率）	0.70%以内	0.70%	0.03%										
その他の費用・手数料	● 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 ● 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11% (税抜0.10%) を上限として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。												

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記税率は2024年1月末現在の情報をもとに記載しています。

* 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

インベスコ・アセット・マネジメント